

令和2年3月6日

市内訪問介護サービス事業所 管理者 様  
訪問看護サービス事業所 管理者 様  
訪問リハビリテーションサービス事業所 管理者 様  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス事業所 管理者 様  
小規模多機能型居宅介護サービス事業所 管理者 様  
看護小規模多機能型居宅介護サービス事業所 管理者 様

尼崎市健康福祉局介護保険事業担当課長

居宅を訪問して行うサービス等の対応について

平素は、本市介護保険行政の推進にあたり、ご協力とご理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、件名のことについて、利用者の発熱等により訪問介護サービスの提供が見合わされた等の情報が寄せられております。

については、居宅を訪問して行うサービス等の実施にあたっては、令和2年2月24日厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（介護保険最新情報 Vol. 769）に沿った対応を行うようご協力をお願いします。

なお、介護保険最新情報 Vol. 769 については市ホームページに掲載しておりますのでご確認をお願いします。

【厚生労働省事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 769 **別紙2** ※抜粋】

○ サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。

(1) サービスを行う事業者等は、地域の保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。

(2) 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

(3) サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

以上

介護保険事業担当課 給付適正化担当

TEL:06-6489-6322・FAX:06-6489-7505